

# I .ISO14001

## 1 ISO14001(JIS Q 14001)規格の概要

ISO14001 は環境マネジメントに関する国際標準規格であり、環境マネジメントシステム(EMS)の要求事項を規定しています。JIS Q 14001 は ISO14001 を解釈し、JIS 規格として定めたものであり、以下の項目から構成されています。また、この規格では、客観的に監査できる要求事項だけを含み、広範な環境マネジメントシステムに関する事項について、より一般的な手引きを必要とする組織のために JIS Q 14004 があります。

表 1 JIS Q 14001 規格の目次

序文	5	リーダーシップ
0.1 背景	5.1	リーダーシップ及びコミットメント
0.2 環境マネジメントシステムの狙い	5.2	環境方針
0.3 成功のための要因	5.3	組織の役割, 責任及び権限
0.4 Plan-Do-Check-Act モデル	6	計画
0.5 この規格の内容	6.1	リスク及び機会への取組み
1 適用範囲	6.2	環境目標及びそれを達成するための計画策定
2 引用規格	7	支援
3 用語及び定義	7.1	資源
3.1 組織及びリーダーシップに関する用語	7.2	力量
3.2 計画に関する用語	7.3	認識
3.3 支援及び運用に関する用語	7.4	コミュニケーション
3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語	7.5	文書化した情報
4 組織の状況	8	運用
4.1 組織及びその状況の理解	8.1	運用の計画及び管理
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	8.2	緊急事態への準備及び対応
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	9	パフォーマンス評価
4.4 環境マネジメントシステム	9.1	監視, 測定, 分析及び評価
	9.2	内部監査
	9.3	マネジメントレビュー
	10	改善
	10.1	一般
	10.2	不適合及び是正処置
	10.3	継続的改善
附属書 A (参考)	この規格の利用の手引	
附属書 B (参考)	JIS Q 14001 : 2015 と JIS Q14001 : 2004 との対応	
参考文献		
用語索引(五十音順)		
用語索引(アルファベット順)		

## 2 ISO14001(JIS Q 14001)規格の定義

この規格に用いられる用語の定義は、以下によります。

### (1) 組織及びリーダーシップに関する用語

【①マネジメントシステム】 方針、目的及びその目的を達成するためのプロセスを確立するための、相互に関連する又は相互に作用する、組織の一連の要素。〈注記 1〉一つのマネジメントシステムは、単一又は複数の分野(例えば、品質マネジメント、環境マネジメント、労働安全衛生マネジメント、エネルギーマネジメント、財務マネジメント)を取り扱うことができる。〈注記 2〉システムの要素には、組織の構造、役割及び責任、計画及び運用、パフォーマンス評価並びに改善が含まれる。〈注記 3〉マネジメントシステムの適用範囲としては、組織全体、組織内の固有で特定された機能、組織内の固有で特定された部門、複数の組織の集まりを横断する一つ又は複数の機能、などがあり得る。

【②環境マネジメントシステム】 マネジメントシステムの一部で、環境側面をマネジメントし、順守義務を満たし、リスク及び機会に取り組むために用いられるもの。

【③環境方針】 トップマネジメントによって正式に表明された、環境パフォーマンスに関する、組織の意図及び方向付け。

【④組織】 自らの目的を達成するため、責任、権限及び相互関係を伴う独自の機能をもつ、個人又は人々の集まり。〈注記〉組織という概念には、法人か否か、公的か私的かを問わず、自営業者、会社、法人、事務所、企業、当局、共同経営会社、非営利団体若しくは協会、又はこれらの一部若しくは組合せが含まれる。ただし、これらに限定されるものではない。

【⑤トップマネジメント】 最高位で組織を指揮し、管理する個人又は人々の集まり。〈注記 1〉トップマネジメントは、組織内で、権限を委譲し、資源を提供する力をもっている。〈注記 2〉マネジメントシステムの適用範囲が組織の一部だけの場合、トップマネジメントとは、組織内のその一部を指揮し、管理する人をいう。

【⑥利害関係者】 ある決定事項若しくは活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している個人又は組織。

〈例〉顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、非政府組織(NGO)、投資家、従業員〈注記〉“影響を受けると認識している”とは、その認識が組織に知らされていることを意味している。

## (2) 計画に関する用語

【①環境】 大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係を含む、組織の活動を取りまくもの。〈注記 1〉“とりまくもの”は、組織内から、近隣地域、地方及び地球規模のシステムにまで広がり得る。〈注記 2〉“とりまくもの”は、生物多様性、生態系、気候又はその他の特性の観点から表されることもある。

【②環境側面】 環境と相互に作用する、又は相互に作用する可能性のある、組織の活動又は製品又はサービスの要素。〈注記 1〉環境側面は、環境影響をもたらす可能性がある。著しい環境側面は、一つ又は複数の著しい環境側面を与える又は与える可能性がある。〈注記 2〉組織は、一つ又は複数の基準を適用して著しい環境側面を決定する。

【③環境状態】 ある特定の時点において決定される、環境の様相又は特性。

【④環境影響】 有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織の環境側面から生じる、環境に対する変化。

【⑤目的、目標】 達成する結果。〈注記 1〉目的(又は目標)は、戦略的、戦術的又は運用的であり得る。〈注記 2〉目的(又は目標)は、様々な領域[例えば、財務、安全衛生、環境の到達点]に関連し得るものであり、様々な階層[例えば、戦略的レベル、組織全体、プロジェクト単位、製品ごと、サービスごと、プロセスごと]で適用できる。〈注記 3〉目的(又は目標)は、例えば、意図する成果、目的、運用基準など、別の形で表現することもできる。また、環境目標という表現の仕方もある。又は、同じような意味をもつ別の言葉[例 狙い、到達点、目標]で表すこともできる。

【⑥環境目標】 組織が設定する、環境方針と整合のとれた目標。

【⑦汚染の予防】 有害な環境影響を低減するために、様々な種類の汚染物質又は廃棄物の発生、排出又は放出を回避、低減又は管理するためのプロセス、操作、技法、材料、製品、サービス又はエネルギーを(個別に又は組み合わせ)使用すること。〈注記〉汚染の予防には、発生源の低減若しくは排

除、プロセス、製品若しくはサービスの変更、資源の効率的な使用、代替材料及び代替エネルギーの利用、再利用、回収、リサイクル、再生又は処理が含まれ得る。

【⑧要求事項】 明示されている、通常暗黙のうちに了解されている又は義務として要求されている、ニーズ又は期待。〈注記1〉“通常暗黙のうちに了解されている”とは、対象となるニーズ又は期待が暗黙のうちに了解されていることが、組織及び利害関係者にとって、慣習又は慣行であることを意味する。〈注記2〉規定要求事項とは、例えば、文書化した情報の中で明示されている要求事項をいう。〈注記3〉法的要求事項以外の要求事項は、組織がそれを順守することを決定したときに義務となる。

【⑨順守義務】 組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守することを選んだその他の要求事項。〈注記1〉順守義務は、環境マネジメントシステムに関連している。〈注記2〉順守義務は、適用される法律及び規制のような強制的な要求事項から生じる場合もあれば、組織及び業界の標準、契約関係、行動規範、コミュニティグループ又は非政府組織(NGO)との合意のような、自発的なコミットメントから生じる場合もある。

【⑩リスク】 不確かさの影響。〈注記1〉影響とは、期待されていることから、好ましい方向又は好ましくない方向に乖離することをいう。〈注記2〉不確かさとは、事象、その結果又はその起こりやすさに関する、情報、理解又は知識に、たとえ部分的にでも不備がある状態をいう。〈注記3〉リスクは、起こり得る“事象”及び“結果”、又はこれらの組合せについて述べることによって、その特徴を示すことが多い。〈注記4〉リスクは、ある事象(その周辺状況の変化を含む。)の結果とその発生の“起こりやすさ”との組合せとして表現されることが多い。

【⑪リスク及び機会】 潜在的で有害な影響(脅威)及び潜在的で有益な影響(機会)。

### (3) 支援及び運用に関する用語

【①力量】 意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力。

【②文書化した情報】 組織が管理し、維持するよう要求されている情報、及び

それが含まれている媒体。〈注記 1〉文書化した情報は、様々な形式及び媒体の形をとることができ、様々な情報源から得ることができる。〈注記 2〉文書化した情報には、次に示すものがあり得る：関連するプロセスを含む環境マネジメントシステム・組織の運用のために作成された情報(文書類と呼ぶこともある。)・達成された結果の証拠(記録と呼ぶこともある。)

【③ライフサイクル】 原材料の取得又は天然資源の産出から、最終処分までを含む、連続的かつ相互に関連する製品(又はサービス)システムの段階群。〈注記〉ライフサイクルの段階には、原材料の取得、設計、生産、輸送又は配送(提供)、使用、使用後の処理及び最終処分が含まれる。

【④外部委託する(動詞)】 ある組織の機能又はプロセスの一部を外部の組織が実施するという取決めを行う。〈注記〉外部委託した機能又はプロセスはマネジメントシステムの適用範囲内にあるが、外部の組織はマネジメントシステムの適用範囲の外にある。

【⑤プロセス】 インプットをアウトプットに変換する、相互に関連する又は相互に作用する一連の活動。〈注記〉プロセスは、文書化することも、しないこともある。

#### (4) パフォーマンス評価及び改善に関する用語

【①監査】 監査基準が満たされている程度を判定するために、監査証拠を収集し、それを客観的に評価するための、体系的で、独立し、文書化したプロセス。〈注記 1〉内部監査は、その組織自体が行うか、又は組織の代理で外部関係者が行う。〈注記 2〉監査は、複合監査(複数の分野の組合せ)でもあり得る。〈注記 3〉独立性は、監査の対象となる活動に関する責任を負っていないことで、又は偏り及び利害抵触がないことで、実証することができる。〈注記 4〉JIS Q 19011:2012の 3.3 及び 3.2 にそれぞれ定義されているように、“監査証拠”は、監査基準に関連し、かつ、検証できる、記録、事実の記述又はその他の情報から成り、“監査基準”は、監査証拠と比較する基準として用いる一連の方針、手順又は要求事項である。

【②適合】 要求事項を満たしていること。

【③不適合】 要求事項を満たしていないこと。〈注記〉不適合は、この規格に規定する要求事項、及び組織が自ら定める追加的な環境マネジメントシステム

要求事項に関連している。

【④是正処置】 不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置。〈注記〉不適合には、複数の原因がある場合がある。

【⑤継続的改善】 パフォーマンスを向上するために繰り返し行われる活動。〈注記 1〉パフォーマンスの向上は、組織の環境方針と整合して環境パフォーマンスを向上するために、環境マネジメントシステムを用いることに関連している。〈注記 2〉活動は、必ずしも全ての領域で同時に、又は中断なく行う必要はない。

【⑥有効性】 計画した活動を実行し、計画した結果を達成した程度。

【⑦指標】 運用、マネジメント又は条件の状態又は状況の、測定可能な表現。

【⑧監視】 システム、プロセス又は活動の状況を明確にすること。〈注記〉状況を明確にするために、点検、監督又は注意深い観察が必要な場合もある。

【⑨測定】 値を決定するプロセス。

【⑩パフォーマンス】 測定可能な結果。〈注記 1〉パフォーマンスは、定量的又は定性的な所見のいずれにも関連し得る。〈注記 2〉パフォーマンスは、活動、プロセス、製品(サービスを含む。)、システム又は組織の運営管理に関連し得る。

【⑪環境パフォーマンス】 環境側面のマネジメントに関連するパフォーマンス。〈注記〉環境マネジメントシステムでは、結果は、組織の環境方針、環境目標、又はその他の基準に対して、指標を用いて測定可能である。

### 3 環境側面

環境マネジメントシステムは“Plan-Do-Check-Act(PDCA)”マネジメントモデルに従います。環境マネジメントシステムを初めて確立しようとするとき、Plan(計画)で著しい環境側面に関係する当面のコスト削減又は規制順守に的を絞ることによって、目に見える利益があるところから始めるのが良いとされて

います。放出、排出、材料の消費又は再利用、騒音の発生などは環境側面の例です。著しい環境側面及びそれに伴う影響を特定することは、どこで管理又は改善が必要になるかを決定し、管理運営上の行動の優先順位を設定するために必要です。環境側面を特定し、その著しさを決定するためのアプローチを以下に示します。

### (1) 活動、製品及びサービスの理解

ほとんど全ての活動、製品及びサービスは、環境に対し何らかの影響を与えている。組織は、環境マネジメントシステムの適用範囲内の活動、製品及びサービスを理解する。

### (2) 環境側面の決定

組織は、その過去、現在及び計画された活動、製品及びサービスに伴う、環境マネジメントシステムの適用範囲内にある環境側面を特定する。そのために、次のような活動、製品及びサービスの特性に関する定量的、定性的データや情報を収集する。

- ① 材料又はエネルギーのインプット及びアウトプット
- ② 使用するプロセス及び技術、施設及び場所、輸送方法
- ③ 組織の活動、製品及びサービスの要素と環境への潜在又は顕在化した変化との間の因果関係
- ④ 利害関係者の環境上の関心事
- ⑤ 政府の規制及び認可において、他の規格において、又は業界団体、学術機関などによって特定されている潜在的な環境側面

### (3) 環境影響の理解

環境側面を決定し、その著しさを決定する場合、組織の環境影響を理解する必要がある。利用できるアプローチは多数あるが、その必要性に合致したアプローチを選択する場合、次の事項を認識できると良い。

- ① 好ましい(有益な)環境影響及び好ましくない(有害な)環境影響
- ② 顕在化する環境影響及び潜在的な環境影響
- ③ 大気、水、土壌、植物、動物、文化遺産など、影響を受ける可能性のある環境の部分
- ④ 地方の気象条件、地下水の水位、土壌の種類など、環境影響の大きさに影響を与える可能性のある場所の特性
- ⑤ 環境に対する変化の性質(例えば、地球規模の問題か局所的な問題か、環境影響が発生するまでの時間の長さ、時間の経過とともに環境影響の強さを蓄積される可能性)

#### (4) 著しい環境側面の決定

著しさは相対的な概念であり、絶対的な基準で定めることができない。著しさの評価には、組織が行う技術的な分析及び判断の両方を含めることができる。

基準は次の事項を考慮することができる。

- ① 環境側面に関連すること(例:種類、規模、頻度)
- ② 環境影響に関連すること(例:規模、深刻度、継続期間、暴露)
- ③ 順守義務、内部及び外部の利害関係者の関心事に関する情報を含む、他のインプット

基準の選定は著しさがある環境評価を過小評価する形で行わないほうがよい。



#### 4 主な環境関連法規

関係する主な環境関連法規を以下に示します。

表 2 主な環境関連法規一覧①

分類	関連法規
環境一般	環境基本法
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(管理者法) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)
環境影響評価	環境影響評価法
リサイクル	資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設資材リサイクル法)
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
廃棄物	循環型社会形成推進基本法
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(特定有害廃棄物等輸出入規制法)
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)
大気汚染	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(産業廃棄物処理特定施設整備促進法)
	大気汚染防止法
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律特別措置法(自動車NO <sub>x</sub> ・PM法)
	悪臭防止法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)
水質汚濁	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)
	水質汚濁防止法
	下水道法
	湖沼水質保全特別措置法
	瀬戸内海環境保全特別措置法
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)
浄化槽法	

**表 3 主な環境関連法規一覧②**

分類	関連法規
騒音・振動	騒音規制法
	振動規制法
有害物質	ダイオキシン類対策特別措置法
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)
	毒物及び劇物取締法
エネルギー	エネルギー政策基本法
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律
	地球温暖化対策の推進に関する法律
防災	消防法
	高圧ガス保安法
土壌・地下水汚染	工業用水法
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)
	工場立地法
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(農用地土壌汚染防止法)
	土壌汚染対策法
作業環境・安全衛生	労働安全衛生法
公害健康被害救済	人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
	公害健康被害の補償等に関する法律(公害健康被害補償法)

## Ⅱ.エコアクション 21

### 1 エコアクション 21 ガイドラインの概要

エコアクション 21 は、中小事業者における環境への取組を促進するため、環境省が策定したガイドラインです。幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法を提供しています。

### 2 エコアクション 21 の特徴

#### (1) 中小事業者でも取り組みやすい効果的・効率的な PDCA サイクル

エコアクション 21 の PDCA サイクルは、14 の要求事項から構成されています。取組を進めることで、環境への取組と経営の融合、環境経営目標の設定と取組の実施、人材育成、環境面のコンプライアンス、成果の見える化など、様々な期待に応え得る組織体制の構築と運用を可能としており、経営力向上、組織の活性化を図ることができます。

#### (2) 環境経営レポートの作成・公表により活発なコミュニケーションと透明性の向上を促進

環境経営レポートは、取引先、従業員、家族、自治体などへ自らが環境に配慮した事業者であることを PR するための最良のツールの一つであると言えます。また、環境経営レポートの作成を通じて様々な関係者との対話を行うことにより、社会的信頼が高まり、自社の企業価値が向上します。

また、エコアクション 21 では、環境データなどの提供を事業者へ求め、それらのデータの集計・分析を中央事務局が行い、その結果を事業者へフィードバックします。これらのデータを自らの取組のベンチマークとして活用することが可能です。

さらに中央事務局は、集計・分析した環境データを取りまとめ、エコアクション 21 全体、業種別・規模別などの二酸化炭素排出削減量を公表するとともに、地域別データ、バリューチェーン別データを自治体などに提供します。

#### (3) 事業者の継続的な改善を支援する仕組み

エコアクション 21 に規定されている要求事項を踏まえ、時代の要請とともに変化する推奨事項、具体的な取組事例や環境経営レポートの優良な作成例を、中央事務局が随時作成し公表します。

また、認証・登録している事業者は、審査員より審査において様々な助言を得ることができ、より効果的な継続的改善を図ることも可能です。

### 3 環境経営システム

エコアクション 21 では環境経営システムの構築、運用、維持に関する14の要求事項を定めています。本手順を進めることで、全ての事業者が効果的で効率的な環境経営システムを導入し、発展させることが可能です。

14の要求事項は、図1のとおり、計画の策定(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認及び評価(Check)、及び全体の評価と見直し(Action)の4つの段階に区分されます。

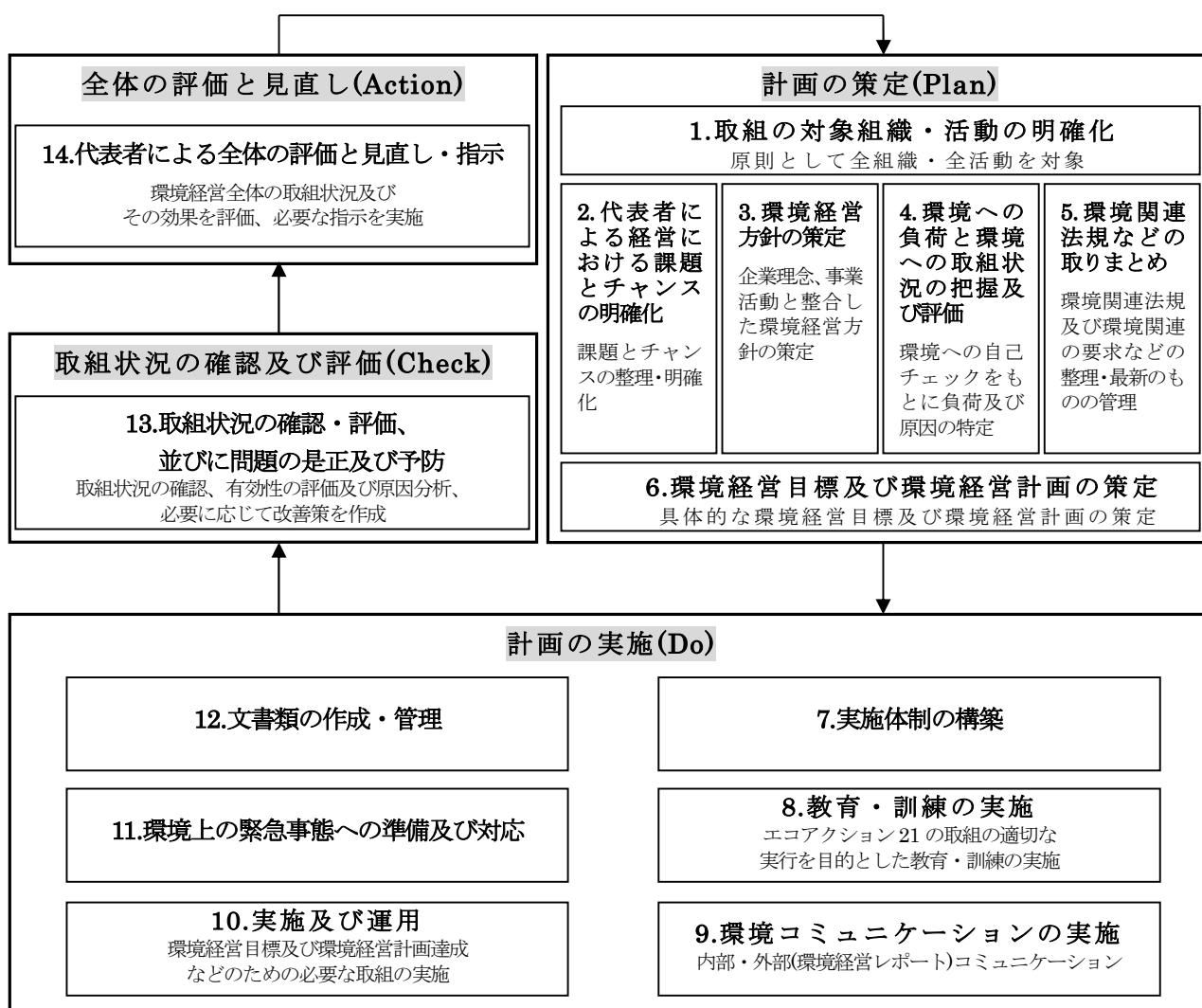


図1 PDCA サイクルに基づくエコアクション 21 の 14 の取組項目(要求事項)

## (1) 計画の策定(Plan)

【要求事項 1. 取組の対象組織・活動の明確化】 組織は、原則として全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

【要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化】 代表者は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。整理と明確化にあたっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 事業内容
- ・ 事業を取り巻く状況
- ・ 事業と環境とのかかわり

【要求事項 3. 環境経営方針の策定】 代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 企業理念及び事業活動と整合させる。
- ・ 経営における課題とチャンスを踏まえる。
- ・ 環境への取組の重点分野を明確にする。
- ・ 環境経営の継続的改善を誓約する。
- ・ 適用される環境関連法規などの遵守を誓約する。
- ・ 環境経営方針には、制定日(又は改定日)及び代表者名を記載する。環境経営方針は、全従業員に周知する。

【要求事項 4. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価】 対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」を基に把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目を把握する。

- ・ 二酸化炭素排出量
- ・ 廃棄物排出量
- ・ 水使用量
- ・ 化学物質使用量

初回登録時には、事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」を基に把握する。把握項目には、自社が提供する製品・サービスなどを含む。

【要求事項 5. 環境関連法規等の取りまとめ】 事業を行うに当たって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連の要求など、並びに遵守のための組織の取組を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

【要求事項 6. 環境目標及び環境経営計画の策定】 要求事項 2～5 を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。環境経営目標は可能な限り数値化し、以下の事項に関する目標を設定する。

- ・ 二酸化窒素排出量の削減
  - ・ 廃棄物排出量の削減
  - ・ 水使用量の削減
  - ・ 化学物質使用量の削減
  - ・ 自らが生産・販売・提供する製品の環境性能の向上及びサービスの改善
- 環境経営計画には、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び責任者を定める。環境経営目標及び環境経営計画は、毎年度及び要求事項 2～5 の大きな変更時に見直しをする。環境経営目標と環境経営計画は関係する従業員に周知する。

## (2) 計画の実施 (Do)

**【要求事項 7. 実施体制の構築】** エコアクション 21 を運用、維持し、環境経営を実践するために、代表者は以下の事項を実施する。

- ・ 効果的で必要十分な実施体制を構築する。
- ・ 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。
- ・ エコアクション 21 を運用し、維持するための経営資源を用意する。

**【要求事項 8. 教育・訓練の実施】** エコアクション 21 の取組を適切に実行するために、以下の教育・訓練を実施する。

- ・ 全従業員を対象とした教育・訓練
- ・ 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練

**【要求事項 9. 環境コミュニケーションの実施】** エコアクション 21 の取組を段階的に発展させるために、以下のコミュニケーションを実施する。

- ・ 組織内において、エコアクション 21 に関する内部コミュニケーションを行う。
- ・ 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応と再発防止を行う。
- ・ エコアクション 21 ガイドライン第 3 章に掲げる環境経営レポートを年次で作成し、公表する。

**【要求事項 10. 実施及び運用】** 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画の達成、並びに環境関連法規などの遵守に必要な取組を実施する。環境経営方針、環境経営目標を達成するため、必要に応じて手順書を作成し運用する。

**【要求事項 11. 環境上の緊急事態への準備及び対応】** 環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、可能な範囲で定期的に試行するとともに訓練を実施する。事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

【要求事項 12. 環境関連文書及び記録の作成・管理】 エコアクション 21 の取組を実施するために以下の 15 種類の文書類(紙又は電子媒体など)及び組織が必要と判断した文書類を作成し、適切に管理する。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境への負荷の自己チェックの結果
- ・ 環境への取組の自己チェックの結果
- ・ 環境関連法規などの取りまとめ(一覧表など)
- ・ 環境経営目標
- ・ 環境経営計画
- ・ 実施体制(組織図に役割などを記したものでも可)
- ・ 外部からの苦情などの受付状況及び対応結果
- ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・ 環境上の緊急事態の対応に関する施行及び訓練の結果
- ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、及びその評価結果
- ・ 環境関連法規などの遵守状況の結果
- ・ 問題点の是正処置及び予防措置の結果
- ・ 代表者による全体の取組状況の評価と見直し・指示の結果
- ・ 環境経営レポート

組織が取組の際に必要なと判断した手順書。

### (3) 取組状況の確認及び評価(Check)

【要求事項 13. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防】 環境経営システムに関する以下の項目の確認・評価を適切な頻度で実施する。

- ・ 環境経営目標の達成状況
- ・ 環境経営計画の実施状況
- ・ 環境関連法規などの遵守状況
- ・ 重要度の高い環境負荷の状況及び取組の実施状況

問題がある場合は是正処置を行い、問題の発生が予想される場合は、必要に応じて予防措置を実施する。規模が比較的大きな組織の場合は、内部監査を実施する。

### (4) 全体の評価と見直し(Action)

【要求事項 14. 代表者による全体の評価と見直し・指示】 代表者は、定期的にエコアクション 21 に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、以下の項目を含む総括的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

- ・ 環境経営方針
- ・ 環境経営目標及び環境経営計画
- ・ 実施体制

#### 4 環境情報を用いたコミュニケーション

エコアクション 21 に基づく環境経営の取組を適切、誠実に行的ても、そのことを取引先や地域住民、行政など、多くの人々に伝えなければ“環境に配慮した事業者”という評価を得ることはできず、組織のブランドや評判を高め、信頼を得ていくことはできません。また、環境経営の取組を従業員やその家族と協働して推進していくことは、会社の価値を共有するとともに、従業員の能力や意欲を高めることに繋がります。

環境経営レポートを作成し、公表することは、企業価値を向上させ、社会からの信頼を得るための必要不可欠な要素です。

さらに、エコアクション 21 では、二酸化炭素排出量の元データとなるエネルギー使用量など、環境データなどの提供を事業者へ求め、審査員はこの環境データを中央事務局へ報告します。中央事務局はこれらのデータの集計・分析を行い、その結果を「経営に資する環境データ」として事業者へフィードバックします。事業者はフィードバックされたデータを自らの取組のベンチマークとして活用することが可能となります。

あわせて中央事務局は、集計・分析した環境データを取りまとめ、エコアクション 21 全体、業種別・規模別などの二酸化炭素排出削減量を公表するとともに、地域別データ、バリューチェーン別データを自治体などに提供します。

これにより、パリ協定を踏まえ、更なる取組が要求される二酸化炭素排出量の管理・削減に対して、エコアクション 21 が効果的な取組であることを世の中に広く理解してもらいます。

##### (1)環境経営レポートの作成及び公表と活用

環境経営レポートは、自らの環境への取組を様々な利害関係者に伝え、信頼を得るための対話ツールです。単に環境経営レポートを作成するだけでなく、積極的に公表・活用して、事業者の環境への取組を応援する人々との協働の輪が広がることを目的としています。

##### ①環境活動レポートの作成

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを定期的(原則毎年度)に作成する。

##### (イ)計画の策定(Plan)

- ・組織の概要(事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等)
- ・対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日
- ・環境経営方針
- ・環境経営目標
- ・環境経営計画



(ロ)計画の実施(Do)

- ・環境経営計画に基づき実施した取組内容(実施体制を含む)

(ハ)取組状況の確認及び評価(Check)

- ・環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価(実績には二酸化窒素排出量を含む)、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画
- ・環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

(ニ)全体の評価と見直し(Action)

- ・代表者による全体の評価と見直し

②環境活動レポートの公表

環境活動レポートを公表する。可能な場合はインターネットのウェブサイトに掲載する。

(2)エネルギー使用量など環境データの提供・活用

2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、エコアクション21が、二酸化炭素排出量削減活動などの環境経営の実効性を高め、環境配慮の促進を図る重要なツールの一つとして、位置付けられています。

また、事業者から提供されるエネルギー使用量などの環境データを集計・分析し、二酸化炭素の排出量削減効果を把握することで、エコアクション21の制度全体の価値が高まり、認証を取得している事業者の利益にもつながります。

本事項は、事業者から提供されたデータを集計・分析した結果を中央事務局が事業者に「経営に資する環境データ」としてフィードバックすることにより、エコアクション21による二酸化炭素排出量削減活動の実効性を担保しながら、事業者の環境経営の改善を支援することを目的としています。

- ①事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量及び単位あたりの指標の算出に必要なデータを審査員に提供する。
- ②審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。
- ③中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する。